

# 令和8年度 市民無料相談開催日

## ■ 行政相談 (相談時間：午後1時～午後3時/場所：市役所市民相談室・西コミュニティセンター) 予約不要

役所の仕事全般に対する苦情・意見・要望などの相談を、総務大臣から委嘱された行政相談委員が対応します。※は市役所でのみ実施

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第1・第3月曜日	6	(祝)	(1)	6	3	7	5	2	(11)	4	1	1
	20※	18	15※	(祝)	17※	(祝)	(19)	16※	21※	18※	15※	15※

## ■ 人権相談 (相談時間：午後1時～午後3時/場所：市役所市民相談室) 予約不要

いじめや差別問題をはじめとする人権問題、家庭内のもめごと(夫婦関係、親子関係、結婚、離婚、扶養)や、隣り近所とのもめごとなどの相談を、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が対応します。

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第2・第4金曜日	10	8	(1)	10	14	11	9	13	(11)	8	12	12
	24	22	26	24	28	25	(19)	27	25	22	26	26

## ■ 特設行政・人権相談 (相談時間：午前10時～午後3時) 予約不要

役所の仕事全般に対する苦情・意見・要望や家庭内、隣り近所のもめごと等の相談を行政相談委員・人権擁護委員が対応。

【開催場所】 行政相談：別館5階 南側会議室(6/1)、別館3階 会議室(10/19、12/11) 人権相談：別館4階 会議室2(6/1、10/19、12/11)

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
適時(行政・人権週間等)			1				19		11			

人権擁護委員の日(6/1) 行政相談月間(9-10月) 人権デー(12/10)

## ■ 法律相談 (相談時間：午後1時～午後4時/場所：市役所市民相談室) 1週間前の午前9時から予約受付/定員：7名

相続・離婚・借金などの相談に弁護士が対応します。 ※1問題につき3回まで

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第4水曜日	22	27	24	22	26	16	28	25	9	27	24	24

※9月は第3水曜日

※12月は第2水曜日

## ■ テラス青森(法律) (相談時間：午後1時～午後4時/場所：市役所市民相談室) 予約先/テラス050-3383-5552/定員6名

借金・離婚・労働問題などの相談に弁護士が対応します。※資力基準に該当するかた ※1問題につき3回まで

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第2・4火曜日	14.28	12.26	9.23	14.28	4.25	8.29	13.27	10.24	8.22	12.26	9.16	9.23

※第4火曜日はオンライン相談日

※8月は第1・4火曜日、9月は2・5火曜日、2月は第2・3火曜日

## ■ 司法書士相談 (相談時間：午後1時～午後3時/場所：市役所市民相談室) 1週間前の午前9時から予約受付/定員：4名

登記、相続、借金などの相談を、認定司法書士が対応します。 ※1問題につき3回まで

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
奇数月第3木曜日		21		16		17		19		21		18

## ■ 不動産相談 (相談時間：午後1時～午後3時/場所：市役所市民相談室) 1週間前までに要予約/定員：4名

不動産の売買・賃貸借などの相談を、宅地建物取引業協会三十むつ支部会員が対応します。

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第2木曜日	9	14	11	9	中止	10	8	12	10	14	18	11

※2月は第3木曜日

## ■ 暮らしとお金の相談 (相談時間：午前10時～午後4時/場所：市役所市民相談室) 予約先/信用生協0120-102-084/定員5名

多重債務・生活資金などの相談を、消費者信用生活協同組合の相談員が対応します。 ※前日16時までに要予約

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月第2水曜日	8	13	10	8	12	9	14	11	16	13	10	10

※8月の予約切は8月10日

※12月は第3水曜日

## ■ 消費生活相談 (相談時間：月～金 午前8時30分～午後4時30分/場所：十和田市消費生活センター) 要予約

・悪質商法やクーリング・オフなど消費生活に係る相談を消費生活相談員が対応します。

・予約先：十和田市消費生活センター 直通0176-51-6757

## ■ 交通事故相談 (相談時間：月～金 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時)

保険会社との交渉・賠償額の計算・示談の進め方など、専任の相談員が対応します。(電話相談可)

※毎月第3火曜日は移動相談日として、十和田市役所での対面相談も可能です。(3日前までに要予約)

お問い合わせ先：青森県交通事故相談所(青森県庁舎北棟1階) 直通017-734-9235

お問い合わせ先

くらし環境課 くらし支援係 ☎0176-51-6735 (直通)